

「労使間のトラブル相談」重点受付週間の お知らせ（解雇、雇止め、パワハラ、セクハラ など）

重点受付週間

期 間

令和8年 10月21日(水)～10月27日(火)

平日は相談時間を延長します。また、土曜・日曜も相談を受け付けます。

平 日

午前8時30分～午後8時
(来所の受付は午後7時まで)

土・日

午前9時～午後5時
(来所の受付は午後4時まで)



ご利用は
無 料

場 所

佐賀県労働委員会事務局(佐賀県庁南館3階)

※ 来所の相談については、事前にご予約ください。



重点受付週間以外の平日でも、
解雇、雇止め、パワハラ、セクハラなどの
労使間トラブルの相談を通年無料で
行っています。

ご相談は、平日の午前8時30分から
午後5時15分まで、電話もしくは来所
にてお受けしています。

秘密は厳守されますので、安心して
ご相談ください。

佐賀県労働委員会事務局
ホームページ



佐賀県労働委員会
TSUNAGU
お問い合わせ 0952-25-7242
受付時間/8:30～17:15【土日祝は休み】
FAX:0952-25-7324 E-mail:tsunagu@pref.saga.lg.jp
〒840-8570 佐賀市城内一丁目6番5号佐賀県庁南館3階 佐賀県労働委員会

問合せ先 佐賀県労働委員会事務局

電話:0952(25)7242 FAX:0952(25)7324

〒840-8570 佐賀市城内1-6-5 佐賀県庁南館3階

※案内図は裏面参照

佐賀県労働委員会事務局

検索



佐賀県労働委員会事務局案内図

